

(原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続)

- 8 の 2—11 令第 29 条に規定する有効期間を経過した原産地証明書について同条ただし書の規定により有効期間の延長の承認を受けようとするときは、適宜の様式による申請書 2 通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。